

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
05-32	但馬牛受精卵移植支援事業	西農業振興センター
① 事業内容	<p>(1) 酪農家による但馬牛の受精卵移植により、優良な肥育素牛確保と酪農経営の安定に資することを目的とする。</p> <p>(2) 支援内容は、受精卵代金及び移植経費、妊娠鑑定経費等とする</p> <p>(3) 年度内に購入した受精卵を用いて年度内に移植する際に要した経費を支援の対象とする。</p> <p>(4) 対象受精卵は兵庫県内で生産された但馬牛受精卵とする。</p> <p>(5) 同一牛への移植については、年間2回までを補助対象とする。</p>	
② 事業対象者	兵庫県酪農農業協同組合またはハイクオリティミルク農業協同組合の組合員かつ市内在住者で酪農経営を営むもの。	
③ 事業費	ふるさと納税等寄付金の一部を含む予算の範囲内	
④ 補助率	事業経費の30%以内とする。	
⑤	<p>-1 補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類）</p> <p>-2 補助金規則第5条第4項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類）</p> <p>・様式第2号の4、6、7</p>	
⑥	<p>-1 補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類（実績報告に添付する追加書類）</p> <p>受精卵移植証明書の写し</p> <p>受精卵証明書の写し</p> <p>-2 補助金規則第15条第2項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類）</p> <p>・様式第7～13号</p>	
⑦ 関連法令等	家畜改良増殖法	
⑧ 特記事項	事業主体は、兵庫県酪農農業協同組合またはハイクオリティミルク農業協同組合とする。	